

施設認定 申請要項 (2025年4月認定分)

日本脳神経血管内治療学会専門医制度規則および施行細則に従い、施設認定を行います。
認定希望施設は、以下の要項を熟読し、必要書類をそろえて申請してください。
申請を要する施設区分はAのみです。(B,Cの施設は申請の必要はありません。)
なお、認定は1年毎に行われますので、これまで施設認定を受けている施設も申請が必要です。

1. 施設区分

施設区分	A	B	C
研修	脳血管内治療専門医が脳血管内治療を実施または指導 脳血管内治療専門医研修プログラムに基づいた研修が可能		
件数(1-12月)	前年 30 件以上	前年 1 件以上	
常勤医	脳血管内治療指導 医 1 名以上	脳血管内治療専門 医 1 名以上	脳血管内治療専門医の常勤なし 脳血管内治療専門医が治療を実施ま たは指導
教育	定期的に教育的カ ンファレンスを実 施		
報告	施設報告、年次報告 報告責任者を(原則として脳血管内治療専門医)を登録		

2. 認定期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで。

3. 申請受付

2025年1月1日(水・祝)から1月31日(金)まで。

4. 申請方法: 各施設の登録責任医師が申請書類を電子申請してください。

2021年より、申請者が指導医から**責任医師**に変更となりました。

所属施設の責任医師は、会員専用ページ

(<https://igms.imic.or.jp/igms/login005.html>) の

施設情報->現所属施設 閲覧/編集 現在の責任医師 より閲覧・編集可能です。

尚、初回の責任医師は、在会する正会員または名誉会員で、専門医の認定番号が若い、または生年月日が古い会員を設定していますが、所属施設の対象者の中で各施設適時変更が可能です。

責任医師が設定されていない施設は事務局に連絡して、設定を依頼してください。

新規・更新、ともに、申請書類の提出、年次報告の完了が必要です。

各種申請書類は日本脳神経血管内治療学会ホームページ【会員専用ページ】より書類をダウンロードし、必要事項入力、自署または捺印したものを【会員専用ページ】へ電子申請(アップロード)してください。

郵送及び持参は不可となっています。

※掲載の『施設認定申請書 作成・申請の手引』をご確認のうえ申請してください。

なお、申請手続後の提出書類の内容変更は原則として認めません。

(1) 申請書類

以下の3種類で、会員専用ページ (<https://igms.imic.or.jp/igms/login005.html>) の施設情報 > 施設 新規申請/更新 からダウンロードできます。

- 1) 施設認定申請書 (様式 401)
- 2) 指導医 所属証明書 (様式 402)
- 3) 実施症例一覧表 (様式 403)

プリントアウトした書類 (様式 401、402)、エクセル表 (様式 403) を日本脳神経血管内治療学会ホームページ【会員専用ページ】より電子申請してください。

(2) 年次報告

会員専用ページ (<https://igms.imic.or.jp/igms/login005.html>) の

施設情報 > 施設新規申請/更新 または 施設 年次報告 から回答してください。申請者に未回答がある場合は、申請できません。

尚、年次報告は、施設申請をする責任医師のみではなく、施設情報 > 施設 年次報告より 所属施設の全会員が登録可能です。同じ所属施設の会員がすでに回答済みの場合は登録状態が「登録済み」となります。

5. 申請手数料について

当面、申請手数料は無料とします。

6. 施設認定

専門医指導医認定委員会にて提出書類を審査します。

審査終了後、審査結果を通知いたします。

施設認定証については、希望施設のみ有料 (1枚 10,000円) にて申し受けます。

7. 問い合わせ先:

日本脳神経血管内治療学会事務局 (専門医制度担当)

TEL: 03-5361-7555、E-mail: jsin-hq@umin.ac.jp

<重要>

後述の研修施設に関する規則・細則・附則を参照のこと。

虚偽の申請であると判断された場合は、研修施設ならびに指導医・専門医の資格取消を含む厳しい処分を科すことがある。特に、「所属施設に関する附則」の「実質的活動施設」に留意すること。

<提出書類記載上の注意>

1) 施設認定申請書 (様式 401)

- ・新規・更新のいずれかを○で囲んでください。
- ・申請者 (責任医師) 名で申請していただきますが、認定は施設 (病院) 単位です。
病院名で申請してください。診療科ではありません。
同一施設に2名以上の指導医がいる場合は、指導医の代表者1名を登録申請してください。
異なる診療科に複数名いる場合も1名です。
- ・施設の最新情報が反映されていない場合は、先に情報を**責任医師**が
会員専用ページの施設情報 >現所属施設 閲覧/編集 の画面より更新してください。
過去に使用していた様式 401 は受理しませんのでご注意ください。
- ・大学所属の場合は、附属病院名で申請してください。
○○大学附属病院・附属△△病院・附属△△病院など、複数の附属病院がある場合は、
それぞれを1施設として扱います。
医療法人○○会として複数の病院がグループになっている場合も、それぞれを1施設として
扱います。
その他複数の病院がグループとなっている場合も同様に扱います。
- ・施設長名は、病院長 (またはその施設を代表する者) の名前を反映させてください。
教授や診療科長ではありません。
- ・施設認定証について
施設認定証については、希望施設のみ有料にて申し受けます。
施設認定証は、B4 サイズ厚紙、縦長横書きで、1部につき 10,000 円が必要です。
ご希望の施設は、必要部数を記入して下さい。
認定が認められた場合は、認定通知とともに代金支払いのための請求書 (振込用紙)
をお送りします。
認定されなかった場合は、申込は無効と致します。

2) 指導医所属証明書 (様式 402)

- ・研修施設認定申請書 (様式 401) に記載した「施設長 (病院長)」が、直筆署名または公印を
押すことにより証明して下さい。

3) 実施症例一覧表 (様式 403)

- ・様式 403 を作成してください。
- ・病名欄は簡潔に書いてください。

【研修施設に関する関連規則・細則・附則（抜粋）】

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会専門医制度施行規則

第6章 研修施設

（研修施設の認定）

第19条 学会は、脳神経血管内治療の専門訓練を行うために、細則に定めた条件に該当する施設に対し、研修施設の認定をすることができる。

第20条 前条の認定を受けようとする施設は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。

3. 前項の認定は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会研修施設名簿に登録することにより行う。

（認定の更新の申請）

第21条 第19条の認定の更新を受けようとする施設は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第19条の認定を更新する。

3. 前項の更新は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会研修施設名簿に登録することにより行う。

専門医制度施行細則

第6章 研修施設の認定と更新

（申請の資格）

第21条 研修施設を申請する施設は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 脳血管内治療専門医が脳血管内治療に関与

2. カリキュラムに基づいて専攻医が研修することが可能

3. 定期報告を完了

(1) 基幹研修施設 A

1. 指導医が1名以上所属している（附則に定める所属施設）

2. 前年度に30件以上の脳血管内治療を行っている

3. 定期的に脳血管内治療に関する教育的カンファレンスを行っている

(2) 基幹研修施設 B

1. 上記を満たさない特定機能病院またはそれに準じる医療機関

2. 当面の間、認定しない

(3) 研修施設 B

1. 専門医が1名以上所属している（附則に定める所属施設）

2. 前年度に1件以上の脳血管内治療を行っている

(4) 研修施設 C

1. 専門医が所属していないが脳血管内治療に関与している

2. 前年度に1件以上の脳血管内治療を行っている

（認定の申請）

第22条 研修施設の認定を申請する施設は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会に提出する。

1. 研修施設認定申請書

2. 専門医、指導医所属証明書

3. 実施症例一覧表

4. 定期施設報告

（認定の審査）

第23条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす施設を研修施設として認定する（学会への報告）

第24条 認定委員会は、第22条の規定により申請施設に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

（研修施設の有効期間）

第25条 研修施設の有効期間は1年とし、第26条に定める更新手続きを要する。

（更新手続きおよび審査）

第26条 研修施設の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 研修施設更新申請書

2. 専門医、指導医所属証明書

3. 実施症例一覧表

4. 定期施設報告

研修施設に関する附則

1. 研修施設の申請および更新は、前年度(1-12月)の実績報告書と認定申請書の提出にて行う。

2. 認定は1-3月の認定委員会にて行われ、4月1日より発効する。

3. 転任などにより研修施設の要件を満たさなくなった場合には認定を停止する。ただし指導医が、前医の転任後30日以内に研修施設に所属した場合は、その日より研修施設の認定は継続される。

4. 細則第2条 a)の脳神経血管内治療の専門訓練は研修施設 Aにて行うことを原則とする。ただし、事情により不可能な場合には、指導医のもとで30症例を研修し、研修記録（研修手帳）を作成することにより申請可能とする（専門医の認定と更新に関する附則 2参照）。

研修施設認定に関する附則

1. 本専門医制度における所属施設とは原則として常勤施設をさす
2. 書類上の常勤施設と実質的活動施設*が違うときは、申告により実質的活動施設を所属施設として指定できる
3. 書類上の常勤施設を持たない医師については、実質的活動施設がある場合に限り当該施設を所属施設として指定できる**
4. 上記以外の例外、要望事項は個別に審査する

*： 実質的活動施設とは、概ね1週間に4日(32時間)以上勤務(滞在)する施設を言う。報酬の有無を問わない。

**： 所属施設として登録できるのは、1医師あたり1施設のみ(原則として常勤施設)である。異動や主たる活動場所の選択により所属施設を変更することは可能だが、同時に重複して2施設以上を登録することは出来ない。

専攻医登録の運用に関する附則

1. 専攻医の登録は、専門医機構の専攻医管理が始まった2018年以降に基本領域の専門研修を開始した者から必須とする
2. それ以前に基本領域の専門研修を開始した者もできるだけ登録することを求める

研修手帳の運用に関する附則

1. 研修手帳の運用は、専門医機構の専攻医管理が始まった2018年以降に基本領域の専門研修を開始した者から必須とする
2. それ以前に基本領域の専門研修を開始した者もできるだけ運用することを求める

*日本脳神経血管内治療学会専門医制度に関する規則・細則の全文は、学会ホームページ(トップページ → 専門医制度 → 規則)で確認して下さい。